

第4次江府町総合計画

(後期分)

要約版



平成23年3月

鳥取県 江府町

目 次

第1章 個性あるまちづくりをめざして

第1節 透明な行財政改革.....	1
第2節 財政基盤の確立.....	1
第3節 地域の活性化.....	2
第4節 行政サービス.....	2

第2章 自然と共にさわやかに暮らせる自立したまちづくり

第1節 消防.....	3
第2節 防災.....	3
第3節 交通安全対策.....	4
第4節 交通.....	5
第5節 観光.....	5
第6節 商業.....	6
第7節 企業誘致と雇用の確保.....	7
第8節 情報.....	7

第3章 - 1 地域で進める健康づくりと生きがいづくり

第1節 健康増進対策.....	8
第2節 母子保健対策(子どもと家族の健康づくり).....	10
第3節 地域づくり対策.....	12

第3章 - 2 誰もがいきいき暮らせるまちづくり

第1節 地域で支える福祉対策.....	13
第2節 高齢者福祉対策.....	13
第3節 子育て支援対策.....	13
第4節 障がい者福祉対策.....	14

第3章 - 3 24時間、365日安心できる医療体づくり

第1節 救急医療への対応.....	15
第2節 地域医療体制の充実.....	15
第3節 生活習慣病医療への対応.....	16
第4節 医療費適正化対策.....	16
第5節 将来のスタッフの育成.....	17

第4章 水と緑を活かした快適で住みよい協働のまちづくり

第1節 環境.....	18
第2節 国土保全.....	18
第3節 住宅.....	18
第4節 上水道.....	19
第5節 下水道.....	19
第6節 廃棄物処理.....	20
第7節 道路.....	20
第8節 除雪.....	21
第9節 農業の振興.....	22
第10節 林業の振興.....	23

第5章 思いやりと心豊かな人づくりの推進

第1節 生涯学習.....	25
第2節 学校教育.....	25
第3節 幼児教育.....	26
第4節 社会教育【公民館】.....	26
第4節 社会教育【図書館】.....	27
第4節 社会教育【人権・同和教育】.....	28
第4節 社会教育【青少年の健全育成】.....	28
第4節 社会教育【高齢者教育】.....	29
第4節 社会教育【文化と文化財】.....	29
第4節 社会教育【スポーツ・レクリエーション】.....	30
第5節 男女共同参画.....	30
第6節 人権・同和対策.....	31

第1章 個性あるまちづくりをめざして

第1節 透明な行財政改革

基本方針

現在までの行財政改革の取組みについて評価分析を行い、安定した財政と効率的かつ効果的な行政を目指し、地域、住民、行政が一体となり、変化を恐れず将来のまちづくりに向け、継続的に見直しと改革を行う。

実行 分析・評価 修正 実行

施策の展開

(1) 行政内部の行財政改革

将来見込に基づく人事管理

効率的な組織編成

経常経費削減に向けての継続的取り組み

経費削減策の効果についての評価分析及び計画再編

第2節 財政基盤の確立

基本方針

自主財源の確保のため、税収の増加策等を図るとともに、経費削減への取組みを継続的に進め、国・県の財源助成を有効に活用し、限られた財源を有効に配分・活用するため、施策は、緊急度・重要度・効果等を十分に検討し、将来の財政負担に配慮しバランスの取れた「節約と工夫」の経営を行っていく。

施策の展開

1 財源の確保

企業誘致及び業務拡張等及び、起業支援などに伴う流入人口の増加や定住などによる経済の活性化による税収確保

国・県補助金などの有利な財源の確保や、効果的な起債等の使用。

2 経費削減と効率化

事務の簡素化と効率化

経費の効率的支出のため、節約と工夫による継続的取組みと見直し

時流に沿った効果的な組織・機構の見直しと人的資源の計画的活用

財産の有効的な使用、活用と処分等による整理

第3節 地域の活性化

基本方針

豊かな自然・歴史・文化を生かし、町民が安心し、生き生きとした暮らしが送れるような地域づくりに向け、集落活動やコミュニティ活動、ボランティア活動など様々な取り組みが連携し、「小さくても元気で明るい輝きのあるまちづくり」を目指す。

施策の展開

町民がすすんで参加する協働のまちづくりを進めるため、地域における支えあいの精神を育てるとともに、集落、各種団体、事業所、行政など地域に住む関係者、また地域外の人材・機関も含め、協働して「自助、共助、公助」のもと現在の施策をより発展させ、地域が自主的に取り組める新たな事業を立案、実施していく。

- ・地域の主体性を引き出す施策の実施
- ・地域の実情に合った施策の実施
- ・地域を生かすソフト対策の重視

第4節 行政サービス

基本方針

重要な情報は、今後、情報通信基盤整備事業で導入されるIP情報端末で伝達する予定であるが、町の行政、文教などの話題については継続して広報紙、ホームページに掲載する。登録制度により手軽で身近な携帯電話を利用して情報を提供、発信する。

施策の展開

- ・広報紙の発行を継続して行う
- ・携帯WEB会員(メールマガジンの配信)制度を創設し、最新の情報をWEB会員に配信する
- ・ホームページのリニューアルによる情報発信の強化
- ・携帯端末への情報発信強化

第2章 自然と共にさわやかに暮らせる自立したまちづくり

第1節 消 防

基本方針

複雑多様化する各種災害に対処するため、消防団員の確保、施設の整備、防災のための予防活動、災害弱者及び災害時要援護者へのケアを江府町地域防災計画に基づき推進する。

施策の展開

1 消防体制の強化

広域常備消防と非常備消防の連携を密にし、消防体制の一層の強化充実に努める。常備消防については、本町消防体制の中核としての機能が発揮できるよう整備、充実に引き続き要望する。非常備公設消防については、福利厚生等の充実ににより団員確保に努め、従来の訓練に加え夜間訓練や応急手当講習を取り入れるなど多様な消化活動に対応できるよう資質の向上に努める。また、自衛消防隊のため資機材の整備、活動の支援を行うとともに、女性消防隊の組織づくりに努める。

2 消防設備の整備

水道施設整備により消火栓の整備を計画的に行うほか、防火水槽や道路の整備を行う。

3 予防活動の推進

住民の防火意識の高揚を図るため火災予防運動など積極的に行い、職場、学校、福祉施設、地域などで防火訓練を実施する。

また、消防法の改正により平成23年5月までに住宅用火災報知器設置が義務付けられたことにより、住宅用火災報知器設置の啓発と推進を図る。

第2節 防 災

基本方針

複雑多様化する各種災害に対処するため、江府町地域防災計画に基づき、情報の収集、連絡、避難、応急体制の確立を図る。また、災害時に迅速に対応するため、県、国の関係機関や消防署、民生委員、赤十字奉仕団などと連携体制の確立を図る。

施策の展開

1 自主防災組織の底上げ

地域で担う自主防災組織の役割は大きく、地域での危機管理の意識高揚と自主防災組織の訓練を実施し、また、初期消火において重要な消火栓を増設して、高齢者や女性の消火活動の負担を軽減する。

集落の実情に沿った自主防災組織の見直しを行ない、概ね全集落で組織の確立を図り、集落の防災マップを作成して要救護者の把握や、避難経路及び避難箇所を集落で周知し、災害に備える。

2 地域防災計画の見直し

土砂災害警戒情報、災害時要援護者避難支援プランに対応するため、地域防災計画の見直しを行う。

3 物資、資材の備蓄等

町内の災害や、町外の被災市町村の応援に迅速に対応することを目的として、飲料水等の生活必需品の備蓄を行う。また、県内市町村による連携備蓄により災害時に備える。

通信については、防災無線等連絡情報設備の充実を一層図る。

4 通信の整備

国民保護の観点から、J - ALERT(全国瞬時警報システム)及びEm - Net(緊急情報ネットワークシステム)の活用により有事の緊急情報を住民に瞬時に伝えるシステムを整備する。

国策による、電波のデジタル化の流れに沿い、防災行政無線のデジタル化を図り、災害時通信システムの機能向上と効率化の為施設整備を行う。

また、緊急通信網の整備により在宅福祉サービスに努める。

第3節 交通安全対策

基本方針

安全・円滑・快適な交通社会の実現を目指し、子どもや高齢者や身体障がい者などの交通弱者が安心して生活できる交通社会を目指す。

さらに、地域に即した交通安全教育・講習・広報・啓発などを実施し、交通死亡事故ゼロのまちづくりを目指す。

施策の展開

1 交通安全施設等の整備

交通危険箇所等に交通安全施設を整備するとともに、既設の交通安全施設の点検等を行う。

2 交通安全啓発活動の推進

交通要所において啓発活動を実施し、住民全体の交通安全意識を高める。

3 交通安全に関する広報

広報誌や防災行政無線などを活用して交通安全広報に努める。

4 各種団体の連携

交通安全協会各支部や交通安全対策協議会や交通安全指導員連絡協議会など、各交通安全団体間の連携を図り、より効果的な交通安全施策を実施する。

第4節 交通

基本方針

路線バスは地域住民の日常生活に必要不可欠なものであり、町内・広域路線ともに、無駄を省きつつも経済性の追求だけに偏らず、住民のニーズに合った利便性の高い公共交通機関となるよう、今後も維持、改善していく必要がある。

施策の展開

地域公共交通会議を中心に、町民生活に根ざした路線バス運行の維持を図る。

また、車を運転できない町営バス路線外の地域の方や、身体的理由でバス利用のできない方は、タクシー業者を頼る必要があり、町民全てが安心して地域で生活ができる事を目的に、町内タクシー業者を支援する「高齢者日常生活交通確保支援事業」を継続実施する。

第5節 観光

基本方針

観光は、地域の「産業起こし」、「活性化」といった「まちづくりの核」として重要な施策のひとつである。農林業など他産業と連携を図りながら、広域的にも関連させた観光開発に努める。

施策の展開

1 観光施設の連携と整備

奥大山江府町を代表する観光施設エバーランド奥大山、奥大山スキー場周辺も含めた整備を行い、その他の施設や他地域との連携により広域観光を推進し、エリア全体の観光振興を図ることにより観光客の入込増を図る。

2 産業との連携

江府町内の観光業者間の情報交換等連携を密にし、それらを組織化することにより観光の活性化と自立を目指し、観光産業の確立を図る。

3 交流観光の推進と情報発信

特色あるイベントを開催し江府町への誘客を図り交流人口の増加を図るとともに、メディア、インターネット等への情報発信を充実する。

江尾十七夜、とっとりバーガーフェスタ、奥大山古道トレッキング等。

4 特色ある観光施策の推進

江府町は農業と自然環境の調和や取り組みを評価され環境王国に認定された。今後、奥大山ブランドを確立し農業、商業と連携した観光施策の推進を図る。

また大山南壁を中心とした景観づくりによる観光施策の推進を図る。

(特産品等の開発と認定制度の確立、駐車場・トイレの整備、観光案内看板の設置等)

5 人材の育成

町内には奥大山古道、木谷沢、毛無山、三平山といったトレッキングのできる自然環境が整っている。また、歴史遺産である江美城跡や、産業遺産である久連発電所跡等、観光資源として活用できるものが数多く存在している。それらを活用し案内のできる観光ボランティアガイドを育成し、資源の活用と観光客の誘客を図る。

第6節 商業

基本方針

江府町の商業の中心地である江尾駅周辺の購買層は高齢化しており、それに伴い消費者のニーズに合わせた規模、業種、業態の店舗や施設を計画的に配置する。

また、情報の高度利用、新規開業、新商品開発などの取り組みについて支援する体制づくりを行う。また、雇用、地域活性化など産業振興、経済活動への影響の大きい地場産業拡大のための施策に努める。

施策の展開

1 経営の近代化

商工会が実施する商店街づくりのための基盤整備について支援するため、金融補助制度の活用を図る。

経営近代化のための国、県の制度活用と、町独自の金融支援制度の活用を推進していく。

商工会の作成する活性化計画の実現化に対して支援する。

2 商店街の活性化

商店等が集積している江尾駅周辺を中心地域に人が集まり交流できる施設の整備に努める。

観光施策と連携した地場産業や特産品の振興を図る。

公共交通機関を利用する高齢者への対応として憩いの空間の設置を図る。

第7節 企業誘致と雇用の確保

基本方針

江府町のイメージにあった、環境にやさしい企業を今後も誘致できるよう、企業がより進出したくなるような、環境面やインフラ整備、生活基盤整備を行う。

施策の展開

1. 誘致対策

町の環境イメージアップ

誘致・紹介活動

用地等優良物件の確保

2. 企業誘致関連インフラの整備

物流対策

国道482号、国道181号等の改良 高速道路ICへのアクセス道路の整備

住宅等生活基盤の整備

情報インフラ整備

第8節 情報

基本方針

- ・研究会等により最新の技術情報を収集し、その活用を検討する。
- ・地域情報通信の利活用交付金等活用し、基盤とサービスの強化と多目化に努め、計画的、継続的に情報社会への対応と、町民の利便性の向上を目指す。

施策の展開

- ・情報通信基盤を活用し、子供や高齢者を中心とする安心安全なまちづくりを実現する。
- ・情報通信基盤へのサービスや機器の追加計画を策定する。
- ・アナログ放送終了時に受信できない世帯をつくらない。
- ・地域振興や災害防止のため、地上デジタル放送のワンセグやデータ放送を活用する。
- ・携帯電話のサービスエリアについては事業者に拡大と通信環境改善を要望していく。
- ・携帯電話サービスの高度化と携帯端末の今後について情報を収集し活用する。
- ・業務システム等の機器更新については、安全性と経済性について検討し長期計画を策定する。

第3-1章 地域ですすめる健康づくりと生きがいづくり

第1節 健康増進対策

基本方針

「からだ」と「こころ」両面の健康づくりについて、発症予防から機能回復までを総合的に支援する一連の体制づくりを目指す。そのため、保健・医療・福祉の連携を強化する。

また、食生活改善推進員、健康推進委員、しあわせの町づくりグループ等をはじめ、住民が組織する健康づくりグループや、職場との連携を図り、地域住民と共に家庭・地域・職場における、より良い食生活の実践や運動習慣の確立を目指す。

施策の展開

1 からだの健康づくり（生活習慣病予防、肺炎予防）

（1）脳卒中・心臓病の予防

家庭での血圧測定および減塩対策（うめぼし・味噌汁・漬物を控える等）の普及啓発

住民健診の実施（健診・二次検診）

要医療者への受診勧奨

栄養・運動・各種教室の開催

- ・ 家庭、地域、職場に根ざした活動の普及

治療中の方への支援（医療機関との連携による生活習慣改善への支援）

- ・ 動脈硬化予防外来での個別指導・集団指導の実施
- ・ 患者会の育成および活動支援

治療中断者対策

- ・ レセプト調査による治療中断者の把握と受診勧奨の実施

脳卒中発症者への対策

- ・ 医療機関との連携協力による発症者の実態把握
- ・ 再発予防および機能回復を図るための患者会の開催（ぼちぼち倶楽部等）

鳥取大学医学部との連携による、医学的根拠に基づく効果的な介入方法の検討

- (2) がん予防 (肺・胃・大腸・肝臓・口腔・子宮・乳)
 - がん予防のための知識の普及啓発
 - がん検診の実施
 - がん検診未受診者対策 (実態調査、医療機関との連携協力によるかかりつけ医からの受診勧奨等)
 - 要精密検査者への受診勧奨
 - その他 (喫煙対策による慢性閉塞性肺疾患の予防、子宮頸がん予防接種の実施)
- (3) 骨折予防 (骨粗しょう症予防) : 予防から早期発見、早期治療までの体制を整備する
 - 強い骨をつくるための知識の普及啓発 (食事・運動)
 - 骨粗しょう症検診の実施
 - 介護予防事業との連携による転倒予防教室の開催
- (4) むし歯・歯周病予防
 - 強い歯をつくるための妊娠期・乳幼児期からのケアの推進 (母子保健との連携)
 - 住民健診での歯科検診と歯科指導の実施 (鳥取大学医学部・江尾診療所との連携)
 - 要治療者・要精密検査者への受診勧奨
- (5) 飲酒喫煙対策
 - 禁煙・分煙対策 (妊娠期からの対策、学校保健との連携、職域との連携)
 - 適正飲酒の普及啓発 (学校保健との連携、職域との連携)
- (6) 肺炎予防
 - 機能低下による誤嚥性肺炎の予防
 - ・ 住民健診での口腔・嚥下機能評価の実施、歯科検診と歯科指導の実施 (一般高齢者施策)
 - ・ 口腔機能・嚥下機能の向上を目指した個別指導・集団指導の実施 (特定高齢者施策)
 - ・ 介護家族を対象とした要介護者への口腔ケア指導の実施
 - 予防接種による肺炎の予防
 - ・ 高齢者肺炎球菌予防接種およびインフルエンザ予防接種の接種勧奨

2 こころの健康づくり

(1) 理解ある地域づくり

- 精神疾患、精神障害への理解を深めるための研修会の開催
- うつ、自殺予防のための相談窓口の普及啓発
- 精神保健ボランティアの養成および活動支援

(2) 本人と家族への支援

保健師の訪問による状況把握
患者会（デイケア）、家族会の開催

(3) 関係機関との連携

かかりつけ医および精神科医と連携した個別的支援
産業保健との連携による、働き盛り世代への支援
専門機関（保健所、精神保健センター等）と連携した自殺未遂者および自
死遺族への支援

第2節 母子保健対策(子どもと家族の健康づくり)

基本方針

「からだ」と「こころ」の健康づくりは、いずれも第1節の健康増進対策と関連しているが、母子保健領域では、その対象が発達途上の子どもとその保護者や家族であること、また、保育園、学校、教育委員会などの関係機関との連携など、成人期とは異なった支援方法を要することから、母子保健対策として別立てで取り組むこととする。

施策の展開

1. からだの健康づくり(子どものころからの生活習慣病予防:健康増進対策との連携)

(1) 食育の推進

一人一人に合った離乳期と幼児期の食事の相談と指導
保育園、小中学校と連携した食育の推進
食への興味と食の自立を育むための各種講座の開催(こどもキッチンクラブなど)

(2) むし歯・歯周病予防

妊娠期からの予防啓発(妊婦歯科健康診査、母子感染に関する知識の普及啓発)

乳幼児期における予防(保育園、江尾診療所との連携)

- ・ 正しい知識の普及啓発と技術指導(子どもと保護者のそれぞれを対象とした個別と集団の健康教育、ブラッシング指導)
- ・ むし歯の早期発見と受診勧奨(定期的な歯科健診・フッ素塗布事業の実施)
- ・ 強い歯をつくるための予防対策(保育園児を対象としたフッ素洗口事業の実施)

学童・思春期における学校保健と連携した健康教育(小中学校、江尾診療所と連携したむし歯予防教室等の実施)

(3) 飲酒・禁煙対策

妊娠期からの本人、家族の飲酒・喫煙状況の把握と禁酒・禁煙支援
乳幼児突然死症候群(SIDS)等、受動喫煙の悪影響に関する知識の啓発
学校保健と連携した適正飲酒・禁煙対策の啓発

2. こころの健康づくり(子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減)

(1) 妊娠期からの産前産後うつ、子育ての孤立化、虐待の防止

身体、精神面だけでなく、社会的及び経済的要因など多角的な見知による、うつ傾向や孤立化する可能性の高い方の早期把握と個別支援(支援の始まりである妊娠届出時からの面接、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の実施など)

広く集団全体に働きかける支援(町子育て支援センターと連携した子育ての仲間づくり)

外国人お母さんとその家庭に対する児の乳幼児期から就労期まで一貫した相談支援体制づくり(教育領域との連携)

(2) 乳幼児期からの発達支援とシステムづくり(保育園、学校、教育委員会との連携)

発達障がいや「行動が気になる」など配慮を要する子どもの特性に関する早期発見と早期支援の体制づくり(気づきの場としての乳幼児健診の充実)
保護者の「子育て不安」や「育てにくさ」に対する相談支援(子育て支援の場としての乳幼児健診の充実)

一人一人の子どもの特性に合わせた具体的な手立ての検討(事後相談、保護者と関係機関との支援会議など)

乳幼児期から就労期まで一貫した支援のためのシステムづくり

教育・福祉関係機関等と連携した学校適応、社会適応に向けての個別支援、家族支援

発達障がい等に関する正しい理解の普及啓発

(3) 思春期の健康づくり(学校保健と連携した施策展開)

思春期の健康課題に関する実態把握

思春期保健教育(助産師による健康教育など)の実施

- ・いのちを大切にする教育
- ・自尊感情や相手を思いやるこころを育てる教育
- ・正確な知識を伝える教育

第3節 地域づくり対策

基本方針

1 栄養改善事業

食生活改善推進員の養成と育成を行う。また江府町食生活改善推進協議会の活動支援により町全体や地域で食生活改善活動を展開する。

2 地域運動推進事業

運動グループの活動支援と新規運動グループの育成により、運動の場を個人に提供できる環境を整え、運動継続による健康づくりを推進する。(地域型・センター型)

3 高齢者生きがい対策事業

生きがいづくりや、社会参加の場として「にこにこいどばた支援事業」による補助金事業を行い、地域のお年寄りが気軽に寄り合える場の提供に努め、ひきこもり高齢者をなくす。

4 しあわせのまちづくり推進事業

地域の支え合いや活性化を目的に「しあわせのまちづくり事業」による補助金事業を行い、地域住民の望む「地域の将来像」を実現するため、地域に合った活動を自主的に行うグループの立ち上げや支援を行い、いきいきと楽しい地域づくりを推進する。

施策の展開

1 食生活改善対策

食生活改善推進員養成講座の開催

食生活改善推進員学習会の開催による推進員の育成

食生活改善伝達講習会の開催

江府町食生活改善推進協議会の活動支援

2 地域運動推進事業

地域型:いきいき運動教室の開催、運動グループの立ち上げ、活動支援

センター型:ウエルビクスクラブの活動支援

・はつらつ運動教室の開催、はつらつ運動クラブ活動支援

・太極拳クラブ活動支援

リーダー育成:地域運動リーダー養成講座の開催

3 高齢者生きがい対策事業

ニコニコいどばた支援事業(補助金)

4 しあわせのまちづくり推進事業

しあわせのまちづくり事業(補助金)

第3-2章 だれもがいきいき暮らせるまちづくり

第1節 地域で支える福祉対策

基本方針

- ・地域福祉を担う江府町社会福祉協議会と町が連携しながら地域内で継続的に支援を行う組織を設立、育成し、地域の課題に対応するように努める。
- ・福祉事務所の人材育成及び組織強化を図り、よりきめ細やかなサービス提供を目指す。

施策の展開

- ・集落に相互支援を行う組織の必要性を啓発する研修会の開催。
- ・組織の運営育成への助成

第2節 高齢者福祉対策

基本方針

保健・医療・福祉の連携により、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気で暮らせる体制を地域住民及び各種事業所と一体となって構築する。

施策の展開

- 高齢者買物困難地域緊急支援事業の継続
- 地域見守り協定に基づく高齢者の見守りの充実
- 介護・福祉サービスの充実
- 介護予防・疾病予防の推進
- 高齢者の権利擁護の推進
- 高齢者の社会参加の推進
- 高齢者季節住宅等生活環境支援への取組み

第3節 子育て支援対策

基本方針

- ・次世代育成支援行動計画に基づき、総合的・計画的に取り組むを行う。
- ・子育てボランティアグループの育成・強化を図る

- ・福祉事務所による「ひとり親家庭」に対するきめ細やかなサービス提供を図る。

施策の展開

- ・児童への医療費助成の継続化
- ・母子自立支援員及び保健師等の「ひとり親家庭」への定期的な訪問
- ・休日等の子育て支援を行うファミリーサポートセンターの設立に向けての検討。

第4節 障がい者福祉対策

基本方針

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、地域の中で安心して安全に生活できる環境づくりを図る。

施策の展開

- ・日野郡内で障がい者を受け入れている事業所への支援を図る。
- ・障がい者支援事業所との連携を図り就労支援を図る。
- ・未利用施設の有効活用により、障がい者等の作業所等を開設に向けて検討する。

第3-3章 24時間、365日安心できる医療体制づくり

第1節 救急医療への対応

基本方針

- ・安心して暮らせるまちづくりのため、救急医療体制を整備する。
- ・救急時に備えた住民への情報提供を継続して行う。
- ・また、緊急通報システムを今後も維持することとする。

施策の展開

- 1 救急医療体制に関する情報提供のための家庭常備のガイドブックの作成を行う。
- 2 ボランティアグループなどを中心に心肺蘇生法などの救命救急講習を行い、緊急時対応のスキルアップに努める。
- 3 公共施設におけるAED(自動体外式除細動機)の普及充実に努める。
- 4 防災基地(ヘリポート)の有効活用と維持を図る。
- 5 光ファイバーネットワークを活用し、緊急通報システムの再構築について検討を行う。

第2節 地域医療体制の充実

基本方針

入院施設を持たない町としては、保健・医療・福祉の連携のもと診療所での診療に留まらず、積極的に各地域、各家庭へ自ら出向いていく在宅医療、在宅福祉を基本にしながら医療スタッフの充実を図ることにより、24時間・365日地域住民が安心して暮らせる医療体制づくりを今後も継続していく。

専門医(脳神経内科医)の新規採用と看護師の確保を図る。

施策の展開

- 1 医科の医師二人体制を確立する。
- 2 遊休施設を巡回診療所として利用し、地域医療体制を強化する。
- 3 手狭な歯科口腔外科を移転、改築し、車椅子に対応出来るバリアフリーの歯科口腔外科とする。歯科口腔外科の移転により生じる空間は、医師2人体制に対応できる医科改築を行う。
- 4 慢性的な駐車場不足を解消するため、江尾診療所周辺の整備を行う。
- 5 医療機器の故障により、医療の停滞を招かないため、適切な更新を行う。
- 6 現在行っている各種専門外来は、継続する。
- 7 日野病院との人材交流を進め、組織の活性化を図る。

第3節 生活習慣病医療への対応

基本方針

- 1 医療と保健分野の密接な連携及び鳥取大学医学部との連携を充実させることにより、更に生活習慣病対策の向上に取り組む。
- 2 青年・壮年層に対し生活習慣病への関心・認識を持たせる啓発。
- 3 現在の栄養指導に加え、運動指導を行うことにより効果的に生活習慣病予防を行う。
- 4 一人一人に対し、より綿密な指導を行えるようスタッフの充実を図る。
- 5 歯科口腔ケアに対する認識を向上させる。

施策の展開

現在、鳥取大学医学部と共同で行っている「鳥取 - 江府スタディ」研究を継続し、生活習慣病対策を充実する。

第4節 医療費適正化対策

基本方針

現制度下の国民健康保険における一人当たりの医療給付費の1割削減を目指す。

施策の展開

高医療費の実態及び医療費のしくみに関する研修会
適正な医療機関等のかかり方・利用の研修・啓発
「かかりつけ医」「かかりつけ薬局」の普及啓発
健診の充実等さらなる早期発見体制の確立及び普及
予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌・子宮頸がんワクチン)の普及
高医療費の実態と今後の対応についての意識啓発・研修
重複多重受診の適正化の推進

第5節 将来のスタッフの育成

基本方針

鳥取大学医学部との連携のもと、今後も、将来の医療スタッフの育成の場を提供するとともに、地域医療を担う人材育成を図り、将来にわたる江尾診療所への支援、スタッフ確保を目指す。

施策の展開

地域医療の人材育成のため遊休施設を利用し、地域医療研修センターを開設する。

平成22年10月に開講した鳥取大学医学部地域医療学講座と連携し、医療スタッフの人材育成を図る。

第4章 水と緑を活かした快適で住みよい協働のまちづくり

第1節 環 境

基本方針

環境問題を正しく理解するとともに、ふるさとの環境を保全し、江府町の豊かな恵みを損なうことなく次の世代に伝えるために必要な取り組みと啓発に努める。

施策の展開

ごみの減量化、地域で行う環境美化事業、太陽光発電システムの導入など行政、住民、事業者が一体となって環境問題に取り組んでいく。

「江府町一斉清掃事業」

「江府町環境美化集落支援事業」

「太陽光発電モデル事業」

第2節 国土保全

基本方針

災害危険箇所の再点検により、地域全体を一体的に捉えた治水・治山対策、土砂災害対策を計画的に推進し、自然災害の発生を未然に防止するとともに、町民が安心して生活できる恵まれた自然環境保全に努める。

施策の展開

土砂災害防止法に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進等のソフト対策を推進する。

治山・治水・急傾斜地崩壊対策事業については、国・県に要望を行い、整備を図る。

山地災害を未然に防ぐため、予防対策として森林の公益的機能の活用のための森林整備・管理を充実し森林保全に努めるとともに、災害防止のための啓発活動を推進する。

第3節 住 宅

基本方針

高齢者の居住安定、町外からの移住・定住促進のため、様々な住宅環境を整備する。また、安心して生活できる居住づくりのため、耐震改修等の促進を行う。

施策の展開

1 町営住宅の整備

より広範囲の方が利用できる町営住宅の整備を目指し、既存の町営住宅の見直し等様々な検討を行う。また、既存の町営住宅の建替え及び改修・修繕を必要に応じて行う。

2 定住化促進

定期借地権等を活用した住宅地の提供など、定住化促進を行う。

3 耐震改修促進

鳥取県耐震改修促進計画の策定に伴い、町内住宅・建築物の耐震化を図る。

安心したまちづくりのため、平成21年9月に策定された「江府町耐震改修促進計画」に基づき、平成31年度までの10年間に建替えを含めて町内の住宅の概ね100棟を目途に耐震性のある建物とする。

第4節 上水道

基本方針

江府町全域の水道施設を町管理施設に移行、一元的管理を目指し、それぞれの施設の統合も視野に入れ、安全安心で、良質な水の提供を目指す。

また、老朽化した施設の改良や修繕等維持管理に万全を期し、清浄にして豊富低廉な水道水の供給に努める。

施策の展開

水源の水量が減少傾向にある第二共同地区簡易水道の水源改良を実施していく。

また、大河原地区簡易水道は、まもなく耐用年数に達する施設であり、頻繁に管路の修繕が発生しており、この施設の改良を実施する。

施設の維持管理、修繕については、その都度住民生活に支障のないよう適切に実施していく。

事業を計画的に実施し、経費節減に努める。

第5節 下水道

基本方針

公共用水の水質は改善されたが、さらなる農村の生活環境の維持保全をする上で、生活排水処理施設の早期整備を推進し、平成25年度完成を目標とする。

今後は、当初整備した処理施設の老朽化に伴い、施設の修繕及び更新に費用がかさむことが予想されるので、計画的に修繕、更新を行っていく。

施策の展開

農業集落排水事業の整備計画を推進しながら、併せて合併処理浄化槽の普及促進も図る。

施設の適正な維持管理を図るため、職員の研修・資格取得を行うなど体制を強化する。
下水道事業の効率的かつ安定的な運営を図るため、汚泥処理方法等の検討を行う。
集落排水施設の機能診断を実施し、修繕計画はもとより、施設の統合を図る。

第6節 廃棄物処理

基本方針

4R(リサイクル[再生利用]、リユース[再使用]、リデュース[ゴミ減量]、リフューズ[購入拒否])を基本に処理コストの削減とゴミの減量化を図る。

施策の展開

ごみの減量化・リサイクルの推進を図るため分別収集の促進と周知啓発に努め、基本方針を軸に行政、住民、事業者が一体となってそれぞれの立場でその役割を認識し履行していく。

環境景観保全として、不法投棄防止への啓発を継続的に行う。

今後の廃棄物処理計画の中で、日野町江府町日南町衛生施設組合の施設(し尿処理場、ごみ焼却場)における処理方法や施設利用等について関係団体・機関等と検討を進める。

第7節 道路

基本方針

【国道・県道】

高速交通体系、広域的なアクセス道路として重要な役割を持っており、その機能を十分に発揮できるよう関係市町村と連携しながら整備促進の要望を展開していく。

【町道】

健全な集落機能維持及び少子化、高齢化による福祉医療、防災対策の上からも、安全安心な住民生活等に対応できるよう整備を図る。

施策の展開

【国道】

地域高規格道路「江府三次道路」の整備区間となっている江府道路の整備促進を要請す

る。

国道181号の江府中学校から一旦の間のカーブ改良及び落石対策を要請する。

国道181号佐川地内の歩道の整備を要請する。

国道482号の岡山県真庭市蒜山から県境(下蚊屋)間の改良について関係機関に要請を行う。

【県道】

主要地方道岸本江府線の国道181号と接続する小江尾から大満間の改良事業の促進を要請する。

主要地方道倉吉江府溝口線の沢(大山)対策、カーブ改良事業の促進を要請する。

【町道】

現道の維持管理に努めるとともに橋梁の長寿命化を図る。

未改修部分の整備促進と国県道改良関連に連動した部分の整備を図る。

【農道】

大山第2広域農道の一部区間(俣野～下蚊屋間、下蚊屋～笠良原間)について、県道昇格の要望を行う。

【地域との共同】

集落内の町道・農道等地域に密着した道の簡易な維持修繕などは、資材提供等により地域との共同維持体制を進める。

第8節 除雪

基本方針

町有機械の計画的整備、更新と小型除雪車等の導入を図るとともに、民間事業所、各集落への委託によりオペレーターの確保を行い、冬季間の交通の確保を図る。

また、各種事業導入による消雪設備の整備充実に努める。

施策の展開

町道の幅員に即した規模の除雪機械への更新と機械の増強を図る。

民間事業所などへの委託によりオペレーターの確保に努めると共に、オペレーターの育成を図る。

除雪機械の進入が困難な集落等においては、小型除雪車購入の補助制度を設け除雪体制の強化充実に努める。

第9節 農業の振興

基本方針

江府町の農業生産は水稲を中心として野菜と畜産の複合経営が営まれており、水稲では減農薬・減化学肥料栽培の特別栽培米コシヒカリの栽培戸数・面積の増加が図られ、県内有数の米どころとして県内外で認知されはじめている。特産野菜では白ネギ、トマト、キャベツ等の産地化が進む他、ブルーベリーやこんにゃく芋、山菜等の新規作物の振興も図っている。

このほかにも、ソバや大豆栽培の団地化や担い手への作業集積が定着してきたため、今後も取り組みの拡大を図るとともに、農商工連携による6次産業化等の農産物の付加価値販売やブランド化に取り組む。

今後、農業の発展、農村社会の維持のために、集落を主体とした集落営農組織、担い手集団を育成し、経営規模、経営方針に沿った育成すべき経営体を確保し、これを核とした生産体制を確保するとともに、公益的な受委託組織との役割を明確化することにより、総合的な農業経営構造を目指す。

さらに、生産性の高い産地づくりを推進するとともに、異業種参入等による新たな経営体に対する支援の充実、優良農地の保全・農地の流動化を促進する。また、将来にわたって安定的な農業振興を図るために山腹水路の点検・改修等の基盤整備を行ない、収益性の高い農業経営の確立を展開する。また、農地の荒廃化を防止し、農家自らが住みよい環境を確保するばかりでなく、都市との交流等を推進し、自然環境と共存できる集落環境・生活環境の整備を進める。

施策の展開

1 農業経営の強化

農業を支える人材の確保・育成、農業を担う経営体の育成

農業の発展を図るため、IJU対策を含め、意欲ある新規就農者・女性農業者などの担い手の確保・育成対策を推進する。そのため、受入農地、指導農家の情報を整理し受入・指導体制の整備に努める。

また、江府町の農業を担う認定農業者の育成のほか、集落営農の推進に努める。

農用地の利用集積

生産性の高い農業経営を実現するため、認定農業者等担い手への農用地の利用集積を推進する。

2 高付加価値農業の推進

安心安全な農産物の生産

消費者ニーズに対応するため、新鮮で安心・安全な農産物の安定的な供給や販売に取り組む。また、直売所の充実により地産地消の推進を図る。

特産品振興

町内で生産されている米、大豆、ソバ、特産野菜、ブルーベリー、水、生乳等に付加価値を付けた地域のブランド商品の開発を図るとともに、市場開拓を行い地域産業の育成と地域活性化を図る。

観光農業の推進

個性ある農業・農村を創出するため、景観作物や体験農園など観光機能拡大と魅力ある観光農業の推進に努める。

3 環境保全型農業の推進

畜産糞尿の良質堆肥化を促進し、環境に優しい農業を推進するため、有機性資源の循環利用や減化学肥料栽培の促進、減農薬栽培を促進する。

4 町民が守り、親しめる農業の推進

恵まれた自然環境と農業生産活動が一体的に取り組まれている地域として平成21年に「環境王国認定自治体」となった。これを契機に、人と自然環境に優しい農業の推進と農村景観の保全等の重要性が高まり、中山間地域直接支払制度等関連施策を有効に活用しながら、町民自らが守り、次世代に引き継ぐことのできる農業・農村環境の保全を図る。

5 農地保全対策の推進

平成22年度からスタートした、第3期中山間地域等直接支払い制度を積極的に展開するとともに、耕作放棄地対策協議会等関係機関と連携を図り農地保全対策を推進する。また、維持管理に多大な労力を要している山腹水路の整備をすすめ、維持管理の省力化を図る。

6 畜産振興の推進

繁殖和牛について、飼養戸数及び頭数の確保と、優良和牛の導入による母牛改良を推進するため、新たに町独自の和牛導入貸付制度を実施するとともに、飼養農家の労力軽減と経営の多角化を図るため、引き続き瓜菜沢放牧場の利用促進を図る。

第10節 林業の振興

基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林の維持造成を推進することとする。

具体的には、各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適正に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理及び活用により、立地条件に

応じた多様な森林資源の整備を図ることとする。

また、林道等の路網は効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資するため計画的に整備する。また、森林の有する山地災害防止、水源かん養等公益的機能の高度発揮を図るため、保安林の適正な整備及び保安施設の整備を計画的に推進することとする。

施策の展開

地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能、山地災害防止機能を重視する森林整備の推進を図ることにより、望ましい森林の姿に誘導するよう努めるものとする。また、企業・NPO等の環境貢献活動である「とっとり共生の森」事業の活用を図る。

・人工林

要間伐林が47%を占めていることから、間伐を積極的に実施し、間伐材の利活用を図る。そのためには、施業の低コスト化と高能率化が不可欠であり、安価な路網と高性能機械を組み合わせた低コスト林業生産を促進する。

また、町、森林組合、森林所有者等が一体となって森林整備を推進する必要があることから、集落等での座談会を開催し、森林所有者の施業意欲の向上を図っていく。

・自然林

広葉樹等を活用した徳用林産物の生産促進を図る。きのこ類においては、原木の安定供給が支障となっていることから、町内で供給可能な山林情報を集約し、生産者に提供することにより、生産者の負担軽減と省力化を図る。木炭類においては竹炭、竹酢、竹酢入り洗剤等があるが、価格面等により消費が低迷している為加工業者や販路等を再検討し、消費拡大に繋げる。

第5章 思いやりと心豊かな人づくりの推進

第1節 生涯学習

基本方針

町民の誰もが、学校教育の場に限らず、その生涯において、いつでも、どこでも、それぞれの年代や目的に応じて主体的に学習できる機会の充実を図り、また学習成果を生かすことのできる環境づくりを町民が主体的に行えるよう働きかけていく。

施策の展開

- 1 生きがいを求める人々の学習意欲に答える環境の整備と効果的に学習活動を推進していくために、江府町防災・情報センターを生涯学習拠点施設として活用していく。
- 2 生涯学習活動の成果が発揮できる機会の創出と、地域のなかで学んだものが活かされるよう積極的に働きかけをおこなう。

第2節 学校教育

基本方針

- 1 基礎基本の徹底により基礎学力の確実な定着をめざすとともに、児童・生徒一人一人の個性を生かした教育を推進する。
- 2 保育園・小学校・中学校の連携により、児童・生徒が生涯にわたって学び続けるための確かな基盤をつくる。
- 3 自分を大切に、人を思いやり、互いの人権を大切にする心豊かなたくましい児童・生徒の育成をめざす。
- 4 情報化・国際化に対応できる人づくりをめざし、発達段階に即したコミュニケーション力を身につけることのできる教育を推進する。
- 5 これらに応じた教育環境の充実を図るため、施設、設備の整備を推進する。

施策の展開

- 1 江府中学校校舎の老朽化対策と、少人数に対応した運営整備
- 2 安心して学習できる教育環境の整備(情報、環境、国際理解など)
- 3 保・小・中連携の要となる指導主事の配置
- 4 保育から教育につながる、切れ目のない支援体制の確立
- 5 地域の人材を活用した、学校支援体制・学力向上対策の確立
- 6 給食センター施設の老朽化に伴うドライシステムの導入

第3節 幼児教育

基本方針

- 1 基礎学力の土台を創り、個を大切にし個の成長発達を目指した保育を推進する。
- 2 自分を大切にする自尊感情を育むとともに、仲間を大切にする思いやりや優しいこころを育てる。
- 3 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもの育成を目指す。
- 4 育児に関する不安解消のための相談機能の強化により、子育て支援センターの充実を図る。
- 5 多様化する保育ニーズに対応できる体制づくりと保育内容の充実を図る。

施策の展開

- 1 安全に、安心して生活することのできる環境と施設の充実。
- 2 保育から教育につながる支援体制の確立。
- 3 幼児教育の環境整備の充実。
- 4 未就園児など地域の子育て支援の充実。
- 5 障がい児保育、一時預かり保育、延長保育などの特別保育の実施。
- 6 親と子が一緒に学び成長できる機会として、子育て支援センターへの参加の呼びかけと個別事例への取組みの充実。

第4節 社会教育

【公民館】

基本方針

- 1 子どもから高齢者まで、地域の人たちみんなの共通の学習の場、交流・活動の場として、いきいきと学ぶことが出来る公民館をめざす。
- 2 地域の人たちの様々なニーズや課題などに対応した学級、講座、各種サークル活動など、生涯学習機会の充実とともに各種団体、サークルの自主運営の促進、及び情報の提供に努める。
- 3 地域、学校、家庭、関係諸団体の連携を図り、地域ぐるみで青少年健全育成・子育てを支援し、地域に根ざした教育力の向上に資する。
- 4 社会教育全般の窓口として分館と連携しながら、特色ある中央公民館活動を推進していく。

施策の展開

- 1 多様な学習機会の提供
町公民館主催の趣味・教養講座にあわせ、地域社会の課題解決を目指した学習講座など内容と種類の充実を図り、また県内各地でさまざまな機関が実施している講座などの学

習機会の情報提供を行なう。また、参加の少ない層の公民館活動への積極的な参加を促すため、開催時間などを考慮して学習や活動の機会を提供する。

2 学習成果が発揮される機会の創出

まちづくりにかかわる様々な施策の中で、町民の学習効果が発揮できる機会を創出し、地域の中で学習成果を生かすことを広く啓発し、働きかけていく。

3 子ども講座、体験活動などを通して青少年健全育成の推進、子育て支援を行う。

4 分館及び各種団体との密接な連携を持ちながら、地域全体で取り組める事業の実施、また各種団体活動の支援を行う。

5 公民館をより多くの人に利用していただくため、地域住民から学習内容や公民館運営への要望の掌握に努める。

【図書館】

基本方針

生涯を通じて学ぼうとする住民に必要な情報を提供し、住民の「自らの培う力」を支援する。また、学校図書館においては、児童・生徒の成長・発達の段階に応じて、生きる力や学ぶ力などを育むことが出来るような取り組みを展開する。

施策の展開

1 図書館の所蔵資料の充実

利用者の要望を参考にしながら、分野、地域特性、時代の要請などを考慮し、計画的に資料収集を行う。また、郷土の歴史、くらしや地域文化・伝統文化に関する資料の収集・提供を行なう。

2 図書館環境の整備と充実

図書館システム拡充により利便性と図書館業務の効率化をより一層進めていく。館内は、今後も子どもの視点で見直しを行い、児童書専用の読書スペースなどの整備をしていく。また、外国人、高齢者などすべての人々が利用しやすい図書館を目指し、館内表示などを見直し改善する。

3 各種図書館サービスの充実

障がい者サービス・幼児から高校生までへのサービス・講演会・相談事業などのサービスの充実を図る。

4 図書館利用を促す情報発信

読書案内の推進を図るため、小学校新1年生向けの図書館案内の配布やおすすめ本のリスト配布・乳幼児と保護者向けリスト本の配布を行う。また、図書館広報誌の充実、図書館ホームページの充実を図る。

5 住民への支援、協働の推進

子ども読書活動を推進するため、ブックセカンド事業の実施・読み聞かせボランティアの育成をしていく。また、子どもたちが多くの時間を過ごす学校の場において、いかに本とのかかわりを持つかは大きな課題であるため、司書教諭・学校図書館事務補助員との連携を深め、学校図書館の活性化を図る。そのためには、県立図書館及び県内公共図書館、学校図書館との相互協力サービスの充実を図っていく。

6 独立した町立図書館の施設整備

【人権・同和教育】

基本方針

「部落差別をはじめとするあらゆる差別」の早期解消を目指し、「人権」が尊重される社会づくりのために、一人ひとりが「人権」を自分のこととして捉え、「権利の主体者」としての理解と学びを深めることにより、「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて町内各地域において日常生活での自らの「行動」を通して問題解決を図っていく。

施策の展開

- 1 町同和教育推進協議会の活動を通して、集落・団体・学校・職場などで、「人権・同和教育問題」についての研修会を開催し、人権尊重社会を築いていく。
- 2 全集落において、共通テーマのもとで小地域懇談会を実施し、人権・同和教育問題の正しい理解と、人権の大切さを学び、一日も早い差別解消を図る。
- 3 人権同和教育指導者の養成講座を開催し、指導者の育成に努めるとともに、集落同和教育推進員の研修と活用を図る。
 - ・ 小地域懇談会の開催
 - ・ たんぼぼ学級の開催
 - ・ 人権・同和教育研究集会の開催
 - ・ 啓発資料「あかるいこころ」の発行
 - ・ 指導者養成ワークショップの開催
 - ・ 集落同和教育推進員研修の開催

【青少年の健全育成】

基本方針

- 1 家庭の果たす役割や親の立場・親の責務を再認識し、家庭での教育や躰に取り組む。
- 2 学校においては、児童生徒の個性や能力を生かす教育ができるよう、また生涯にわたって学び続けるための基礎となる「生きる力」を育む場を創造していく。

- 3 地域の結びつきを深めるため、青少年が様々な社会活動に参加し、豊かな人間性や判断力、社会性を形成する力を培う。

施策の展開

青少年育成江府町民会議の4つの専門部「青少年支援部」「学校づくり支援部」「家庭づくり支援部」「地域づくり支援部」の活動を中心として青少年育成活動を展開していく。

【高齢者教育】

基本方針

活力ある高齢化社会を構築するため、高齢者が生涯を通じて健康で生きがいをもって、個々の能力に応じて学習できる環境を整えていく必要がある。

- 1 社会参加の確立
高齢者が今までに習得した技術・能力を地域社会に還元できる体制づくりに努める。
- 2 学習環境の整備
学習できる施設整備(備品の更新)、環境整備を図る。

施策の展開

- 1 明德学園の充実
昭和49年に開学した「明德学園」の学園生のさらなる増加と学習意欲の向上のために学習内容の充実を図るとともに学習情報の提供に努める。
- 2 指導者の育成
各種研修会等への積極的参加を促し、指導者の育成に努めるとともに地域でのリーダーとして、活力ある地域活動に生かしていく。
- 3 高齢者グループとの連携と社会参加の促進
各地区単位の老人クラブとの連携を図り、高齢者の能力に応じた社会参加を促進する。

【文化と文化財】

基本方針

- 1 各種文化団体の支援・育成を図り、文化活動への参加機会を拡充する。
- 2 国・県・町指定文化財の保護・保全に努め、歴史的遺産として広く紹介し、地域づくりの遺産として後世に伝えていく。
- 3 大山古道を歴史的遺産として、その活用と環境保全と整備に努める。

施策の展開

- 1 心豊かな町づくりを推進するために文化芸術団体の育成を図り、町民の文化活動への参加を推進する。
- 2 有形・無形の文化財の保全・保護及び伝統民俗芸能の後継者育成に努めると共に、地域活性化のために文化財の活用を積極的に推進していく。
- 3 自然豊かな環境を守りながら、文化的景観の保護・保全に努めその活用を推進する。
- 4 江府道路整備計画に基づき埋蔵文化財・遺跡等の試掘調査を実施する。

【スポーツ・レクリエーション】

基本方針

生涯スポーツの推進は、人と地域の結びつきの強化とともに健康維持や生きがい対策として重要である。その実践のため「町民一(いち)スポーツ」を合言葉に個々の能力に合ったスポーツ活動の充実と、住民主体で運営するスポーツ団体の育成等、スポーツ環境の整備を図っていく。

施策の展開

- 1 スポーツ・レクリエーションの指導者育成と、住民のニーズに応じた事業運営に努める。
- 2 スポーツ団体・スポーツクラブ及び小・中学校のクラブ活動を支援する。
- 3 各種スポーツ大会・誰もが楽しめるレクリエーション活動の実施。
- 4 住民の体力測定会を実施し、自己の体力を認知することによりその増進を図る。
- 5 運動公園施設の改修を主としたスポーツ環境の整備を行う。

第5節 男女共同参画

基本方針

少子・高齢化が大きく進むなかで、家庭生活と職業の両立は、地域社会の活力を維持するとともに、男女が働きながら家族としての責任を果たす上で重要な課題である。よって、ともに多様な活動に参画でき、共同して生活する環境づくりと支援体制の整備を促進する。

施策の展開

- 1 平成 17 年に制定された「江府町男女共同参画プラン」の見直しを行う。
- 2 共同参画のための取り組みを住民・地域・職場・行政が一体となって推進する。
- 3 江府町男女共同参画審議会の設置と推進委員会での具体的な実践活動の強化。

第6節 人権・同和対策

基本方針

地域住民が安全で、安心して暮らせる地域づくりを目指すとともに、更なる生活、文化の向上を図り、各種の交流活動を通じて早期の差別解消に資する。

施策の展開

- 1 生活・文化の向上を図るための支援を行う。
- 2 各種交流事業の推進を図り、広域隣保活動を充実、活性化する。
- 3 人権・差別問題等の課題解決のための発信的活動を強化する。

江府町総合計画審議委員

(順不同 敬称略)

役職	委員氏名	団体名	区分
会長	小椋 和美	江府町教育委員会	団体
副会長	清水 忠良	江府町民生児童委員協議会	団体
審議員	越峠恵美子	江府町議会	議会
審議員	日野尾 優	江府町議会	議会
審議員	清水 祐右	江府町農業委員会	団体
審議員	高津 孝司	江府町商工会	団体
審議員	田口小百合	鳥取西部農業協同組合江府町支所	団体
審議員	阿部 朝親	江府町社会福祉協議会	団体
審議員	宇田川 満	江府町老人クラブ連合会	団体
審議員	谷口 歌子	こうふ女性団体連絡協議会	団体
審議員	藤原 眞輝	ママネットこうふ	団体
審議員	浦部 紀子	KFWC(江府町フォワード女性倶楽部)	団体
審議員	加藤 繁雄	ACTこうふ	団体
審議員	船越 寛明	江府町小中学校校長会	学識経験者

江府町総合計画審議会設置条例による

第4次江府町総合計画(後期分)

要約版

平成23年3月18日

江 府 町

〒689-4401

鳥取県日野郡江府町江尾475番地

編集:江府町企画政策課